

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博士（学術）	氏名	劉 敏
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論文題目			
<p style="text-align: center;">近代日本における美育の成立についての研究 —女礼式を手がかりとして—</p>			
論文審査担当者			
主 査	教授	青木孝夫	印
審査委員	教授	桑島秀樹	印
審査委員	教授	荒見泰史	印
審査委員			印
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>芸術による人格的陶冶を意味する美育は、近代日本では、西洋から伝えられた。本論文は、西洋から移入された美育思想が、近代日本で、どのように受容され変容したか、その経緯と内実を解明する。その際、とくに女性教育に大きな役割を果たした女礼式に着目する。本論文は以下の5章で構成される。</p> <p>第一章では、美育をめぐり、中国古典上の用語の出典やギリシアの善美一体の思想的な淵源等、東西の美育思想を概説し、ことに西欧美育思想の典型であるシラーを焦点に考察した。</p> <p>第二章では、明治期に主流をなした西欧教育学説の系譜をたどりながら、美育思想の受容の主要な流れを整理した。具体的には、スペンサーの教育学説と美育思想、ペスタロッチ教育思想における「開発主義」的美育思想、またヘルバルト主義教育思想に拠る美育の実施、美育と産業を結びつける社会的教育主義を考察した。</p> <p>第三章では、明治日本の美育思想の考察を行った。具体的には、女性を対象とする美育に関し、江戸以前の封建道徳的教育観から明治期の女性美容ブームの大義名分化、更に心の美育への経緯を考察した。永江正直を代表とする男性教育家たちは、ジェンダー的女性の役割を家庭と社会に於ける美の調和の演出と認識し、そのための美育を唱導した。三輪田真佐子は、心の教育を重視する社会環境において、形の美育から心の美育への転換を提唱した。</p> <p>第四章では、女子美育に重要な役割を果たした女礼の由来と変遷について考察した。江戸の中期に小笠原流の武家礼法を学んだ水島卜也は、武家の女子に礼法を指導し、女礼を確立した。この女礼が学校教育に採用され、女子の教育科目になった経過や茶道・生け花などの芸能が女礼に組み込まれ女子の教養が再編成された経緯を考察した。</p> <p>第五章では、女礼の諸相に関する検討を通して日本的な美育の独特の側面を考察した。女子の美育に女礼を用いる理由に関し、作法とその背後にある独特の美意識を分析した。日本の美育は身体</p>			

と精神の両面を重視し、とくに所作に重きを置いて、心を伴う身体的実践を媒介に人格の陶冶や精神の涵養を目指す美的感性を、身心実践を通して内面化する点に日本の美育教育の独自性が認められる、との結論を得た。

◆評価

近代日本の美育思想の受容と変容を解明する本論文は、一章で古典的な東西美育思想を概観し、また二章で西洋近代の美育思想の受容、即ち移入・移植の過程を扱っている。第三章では、西欧の美育思想を日本の歴史的な文脈で受けとめ、独自の文化風土に移植する経緯で生れた独自の日本の美育思想を解明する。代表的な教育思想家、永江正直、三輪田真佐子の二人を取り上げた。第二章および第三章は、従来、扱われていない資料を幅広く渉猟し、受容の歴史的経緯に関し、的確な分析と解釈を施し整理した丁寧かつ未開拓の調査である。また歴史の動向を踏まえた思想研究としても、新局面を開いたものとして高く評価できる。第四章は、美育に関する重要な変容を示す女礼式を考察する。当時のジェンダー的社会構造では、家政的また社会的な文脈で、女性の振舞いと心遣いが美であると考え、この女性らしさの実現に、身心の作法の訓練・修養として女礼を位置づけた。美育は、美容を媒介として女性の美に関する教養に変化した。その教養は、女礼という身心的作法の訓練によるという日本の美育の思想的核を明確に指摘し、その制度的定着の経緯を究明した。この女礼に関する制度的、また思想的解明は新鮮な考察として高く評価できる。第五章では、女礼の訓練による〈女らしさ〉の形成は、江戸以前の女性らしさの近代化であり、その特徴をなす身心的な教養的訓練としての所作の尊重は、日本の美意識の発露であるとして、その独自性を追求した。この章は、女性の美的文化の背後にある比較文化論的考察、また身体哲学的考察としては分量も少なく、また礼を身心の美的訓練とする伝統の解明に、東アジアの養生論や儒教の修行論等への顧慮が欠けるなど、資料、思想的理解の点で、いささか不足である。しかしながら、本論文は、最終章を除く、ほぼいずれの章も、着実な資料的解明による考察が自ずから美育研究に於ける新局面を開く結果に至り、高度な学術的達成をなし遂げており、独自の学的功績として意義がある。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（学術）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。